

# みんなが主役 “ふるさと兵庫”

平成27年度 参画と協働関連施策の年次報告



平成28年8月  
兵 庫 県

## ～ 目 次 ～

|   |    |
|---|----|
| I 「参画と協働」とは   | 1  |
| II 参画と協働関連施策の推進状況   | 2  |
| 1 地域づくり活動の支援  | 4  |
| ① 情報提供・相談体制整備   | 4  |
| ② 知識・技能の習得機会提供  | 5  |
| ③ 活動・交流拠点確保   | 6  |
| ④ 人材確保  | 7  |
| ⑤ 資金調達支援  | 8  |
| ⑥ 連携支援  | 10 |
| 2 県行政への参画と協働の推進   | 11 |
| ① 情報公開の推進   | 11 |
| ② 政策形成への参画機会確保  | 12 |
| ③ 協働事業の機会確保   | 12 |
| ④ 評価・検証への参画機会確保   | 13 |
| [参考]  |    |
| 1 県民の参画と協働の推進に関する条例   | 14 |
| 2 市町の取組状況   | 15 |
| 3 資料編（別冊） URL <a href="http://web.pref.hyogo.lg.jp/ac09/documents/27report_reference.pdf">http://web.pref.hyogo.lg.jp/ac09/documents/27report_reference.pdf</a> |    |

※全施策の概要をご覧になりたい方は別冊資料編を参照

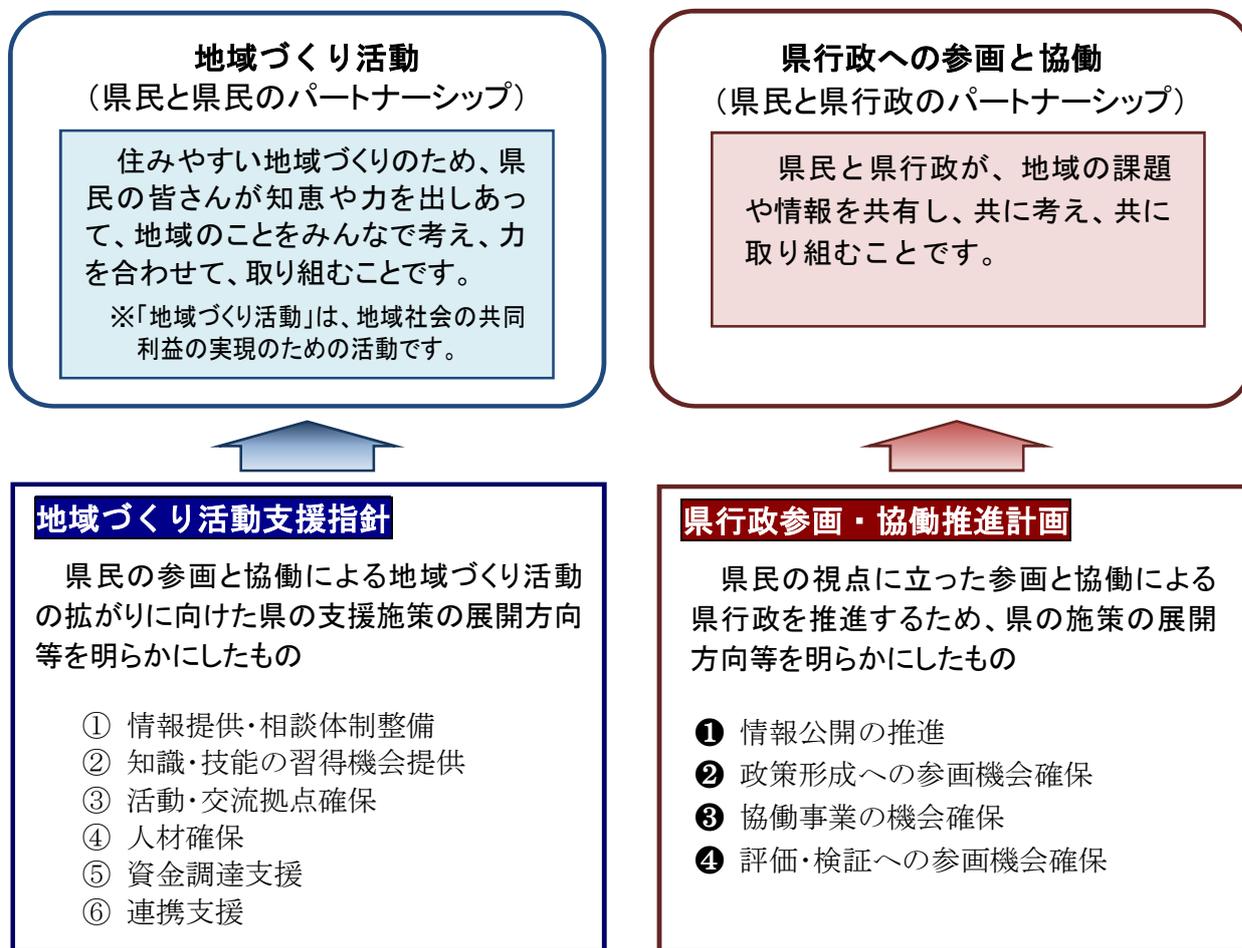
## I 参画と協働とは

「参画と協働」とは、わたしたち一人ひとりが、自分たちの地域を住みやすくするために、知恵やアイデアを出し合い、みんなで力を合わせて地域の課題解決に主体的に取り組んでいくことです。少子高齢化や人口減少が進み、地域課題が複雑・多様化する中、元気で豊かな地域社会を築いていくためには、「参画と協働」が欠かせないものとなっています。これは、現在、県が取り組んでいる「地域創生」を推進する上においても重要なことです。

### ○県民の参画と協働の推進に関する条例

兵庫県では、県民の地域づくり活動や県行政への参画と協働を促進するため、参画と協働のあり方や基本理念等を明らかにした「県民の参画と協働の推進に関する条例（以下「参画・協働条例」という。）」を平成15年4月から施行しています。

#### 〔参画と協働の2つの場面〕



### ○参画と協働関連施策の年次報告

参画と協働の推進に向けた県の取組状況を県民の皆さんに知っていただくため、参画・協働条例第11条の規定に基づき、年次報告を作成しています。

年次報告を参考に、自治会、婦人会等の地域団体、ボランティアグループ、NPO法人、企業、学校などの様々な活動主体が考え方を共有し、参画と協働を一層推進していただけることを期待しています。

## II 参画と協働関連施策の推進状況

平成27年度は、県民の参画と協働を推進するため、**591 施策**を実施しました。

○**地域づくり活動の支援**については、地域資源を活かしたふるさとづくり支援など409 施策を実施しました。事業分野別では、「まちづくり」が142 施策（35%）と最も多く、「環境保全」が45 施策（11%）、「農山漁村振興」が33 施策（8%）の順となっています。

○**県行政への参画と協働の推進**については、①情報公開の推進、②政策形成への参画機会の確保、③協働事業の機会確保など182 施策を実施しました。



### <分野別の施策数>

#### ■地域づくり活動の支援に関する施策

|  | 施策数        |
|--|------------|
| ① 情報提供・相談体制整備<br>*地域づくり活動に関する情報をわかりやすく提供<br>*活動の段階に応じた幅広い相談に対応   | 27         |
| ② 知識・技能の習得機会確保<br>*実践活動につながる知識や技能の学習機会を充実                        | 56         |
| ③ 活動・交流拠点確保<br>*身近な活動拠点や地域の「たまり場」づくりを支援                          | 42         |
| ④ 人材確保<br>*活動に参画・協賛する人材を確保<br>*活動団体の担い手を確保<br>*地域活動に取り組む多様な主体を育成 | 191        |
| ⑤ 資金調達支援<br>*活動の立ち上げと自立に向けた財政的支援を実施<br>*活動資金を生み出す仕組みづくりを支援       | 16         |
| ⑥ 連携支援<br>*人や活動のネットワーク形成<br>*地域を越えた連携・交流を促進                      | 77         |
| <b>合 計</b>   | <b>409</b> |

#### ■県行政への参画と協働を推進する施策

|   | 施策数        |
|---|------------|
| ① 情報公開の推進<br>*主体的に選択できる情報を提供                              | 17         |
| ② 政策形成への参画機会確保<br>*県民提案の具体的な取り組みの推進<br>*審議会などへの県民の参画機会の拡充 | 24         |
| ③ 協働事業の機会確保<br>*公民協働の取り組みの拡充                              | 129        |
| ④ 評価・検証への参画機会確保<br>*県行政の評価・検証への県民参画の促進                    | 12         |
| <b>合 計</b>  | <b>182</b> |

## 参画と協働の推進方策の改定(平成 28 年 3 月)

### ■ 参画と協働の推進方策とは

県が参画と協働に関連する施策を展開するための基本となるもので、参画・協働条例に基づく「地域づくり活動支援指針」及び「県行政参画・協働推進計画」として位置づけられます。指針と計画は相互に関連することから、一体の推進方策として策定しています。

#### ○ 地域づくり活動支援指針

県民と県民のパートナーシップによる自発的で自律的な意思による「地域づくり活動」のさらなる拡がりに向け、県としての基本的な支援の考え方と、施策の基本的な展開方向を明らかにしたもの

#### ○ 県行政参画・協働推進計画

県民と県行政とのパートナーシップによる県行政への参画と協働の推進に向け、県としての基本的な考え方と、施策の基本的な展開方向を明らかにしたもの

### ■ 主な改定内容【県民生活審議会提言「兵庫のふるさとづくり」(H27.11)等を踏まえて見直し】

#### ① 身近な活動拠点や地域のたまり場づくりを支援

遊休施設を多世代の交流拠点として活用／地域の公共施設を健康づくり等の拠点として活用

#### ② 活動団体の担い手を育成

リーダー育成を支援／専門的知識を有する人材育成を支援・団体運営ノウハウを提供

#### ③ 地域活動に取り組む多様な主体を育成

オールドニュータウン再生等に係る大学の活動を支援／保有資源の活用や本来業務を通じた企業の地域貢献を支援

#### ④ 活動資金を生み出す仕組みづくりを支援

資金調達ノウハウ・事例を提供／寄附文化を醸成

#### ⑤ 地域を越えた連携・交流を促進

都市と農村の交流など地域を越えて補完し合うつながりを形成／県と市町の連携を促進

### ■ 運用期間 平成 28～32 年度

※ 詳しい内容は、次のURLを参照 [http://web.pref.hyogo.lg.jp/ac09/ac09\\_000000030.html](http://web.pref.hyogo.lg.jp/ac09/ac09_000000030.html)

## 県民ボランティア活動の促進のための施策の推進に関する基本方針の改定(平成 28 年 3 月)

### ■ 県民ボランティア活動の促進のための施策の推進に関する基本方針とは

「県民ボランティア活動の促進等に関する条例」に基づき策定するもので、地域の課題解決や活性化に向けた県民の自発的・自律的なボランティア活動を推進するための基本的な考え方を示したものです。(5年ごとに見直しを実施)

### ■ 主な改定内容

#### ① 災害ボランティア支援

災害等に迅速・的確に対応できるよう、災害ボランティア活動を支える体制を強化

#### ② 財政基盤の強化

事業収入等安定した資金確保の取組を促すとともに、寄附文化を醸成

#### ③ 中間支援組織の充実強化

多様な主体が連携・協働して課題解決を図ることを支援する中間支援組織を充実

#### ④ 情報の公開性向上と発信力強化の支援

活動団体の信頼を高める情報の公開性向上と、情報発信力の強化を支援

#### ⑤ ひょうごボランティアプラザを核にした拠点のネットワーク化

ひょうごボランティアプラザと市町ボランティアセンター等との連携を推進

※ 詳しい内容は、次のURLを参照 <https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk13/publiccomment.html>

## 1 地域づくり活動の支援

県では、県民の主体的な地域づくり活動を広げるため、多様な支援施策に取り組んでいます。この中から、地域づくり活動を取り巻く現状や課題を踏まえ、平成 27 年度に取り組んだ主な事例を紹介します。

### ① 情報提供・相談体制整備

#### 😊 情報提供の充実

スマートフォンやタブレット型端末等が普及し、誰もがどこでも情報発信・情報共有できる環境が整ってきている一方、「情報不足」が地域づくり活動への参加の大きな阻害要因となっていることから、インターネットや SNS 等を活用した情報提供に取り組みました。

〔【活動に参加しない、しにくい理由】 2位：情報不足 36.0% (H26 県民意識調査) 〕

#### ふるさと兵庫“すごいすと”情報発信事業

兵庫を元気にしている人(すごいすと 22 人 [累計 62 人])に加え、新しい発想で地域づくりに取り組む若者グループ(未来のすごいすと)や、高校生が発見した通学路や学校周辺の地域資源(すごいところ)など、兵庫の多彩な魅力をインターネットを通じて発信

##### ○未来のすごいすと(4グループ)

- ・京阪神の若者グループ「VISIT」 佐用町を舞台に雑誌の刊行やイベント実施
- ・伊丹商店連合会青年部「worlds」 音楽フェスティバルで伊丹を盛り上げ
- ・神戸大学生「にしき恋」 篠山市で農業ボランティアや小学校との交流事業
- ・兵庫県立大学生「LAN」 災害復興支援、住民と防災を考えるイベント実施

##### ○高校生によるすごいとこ再発見(5校)

香寺高校、川西北陵高校、豊岡総合高校、篠山鳳鳴高校、宝塚東高校の生徒が、学校の周りや通学路で見つけた、とっておきの「お宝」を紹介



篠山市を中心に活動する若者グループ「にしき恋」



豊岡総合高校生が手作りマップで地域を紹介

※詳しい内容はURLを参照 <http://www.hyogo-intercampus.ne.jp/sugoist/>

#### Facebook、Twitter、メールマガジン等を活用した情報提供

地域づくり活動等に関する情報を SNS 等を通じて発信

【実施件数】 Facebook 56 件、Twitter 17 件、メールマガジン 8 件

※地域づくり活動に関する情報については以下のURLを参照

[https://web.pref.hyogo.lg.jp/jouhou/mm\\_twitter\\_blog/index.html](https://web.pref.hyogo.lg.jp/jouhou/mm_twitter_blog/index.html)

## ☺ 相談体制の充実

若者や子育て世代等の田園回帰志向が高まっており、兵庫へのU J Iターンを促進する仕組みづくりが重要になっていることから、都市部から移住を考える人への相談体制を充実しました。

【農山漁村地域へ定住したい都市居住者（若者）の割合】  
H17：30.3%→H27：38.7%（農山漁村に関する世論調査・内閣府）

### カムバックひょうご東京センターの開設

兵庫県地域創生戦略を進める中で、東京圏からの移住を促進するため開設。移住希望者に対しての窓口相談や、出張相談（市町との合同相談会、移住イベントへの出展等）等を実施

※「カムバックひょうご東京センター」Facebook  
<https://www.facebook.com/comebackhyogo/>



カムバックひょうご東京センター(1/16開設)

## ② 知識・技能の習得機会提供

### ☺ 地域の魅力や課題を学ぶ

地域活性化のためには、ふるさと意識の醸成が不可欠であることから、青少年の体験学習や多様な世代が地域の魅力や課題を学ぶ取組を支援しました。

【住んでいる地域に愛着や誇りを感じる人の割合】63.8%（H27 兵庫のゆたかさ指標）

### ひょうごっ子・ふるさと塾の実施

青少年が、“身近な地域での社会体験”や“豊かな自然に触れる多様な体験”をしながら、世代間や地域間で交流

〔実施件数〕75件

〔取組例〕

#### ○小学生職業体験事業（佐用町）

地域イベントへの出店を通じた商売・職業体験

#### ○和太鼓演奏活動（神戸市）

地元小学生と保護者による夏祭り等での和太鼓演奏



小学生職業体験事業

### 映画「種まく旅人～くにうみの郷～」(H27.5公開) を活用したふるさと学習の推進

淡路島を舞台に人と自然の再生を描いた映画「種まく旅人～くにうみの郷～」の島内各地での上映会を開催（学校上映会鑑賞者 6,868人（島内全ての中・高・大学26校）特別上映会鑑賞者 1,758人（島内3市3会場））



島内各地をロケした映画  
「種まく旅人」チラシ  
（©「種まく旅人」制作委員会）

## 高齢者の起業・生涯学習支援

高齢化の進展に伴い、元気な高齢者がこれまでの職業生活等で培ってきた技術や能力、生涯学習等で学んだ知識等を地域づくりにつなぐことが課題となっていることから、高齢者の起業支援や実践活動支援に取り組みました。

【高齢者人口】 H22 : 125.7 万人⇒H27 : 145.5 万人（兵庫県値）  
【65～74歳の就業率】 H22 : 26.4%⇒H27 : 31.0%（兵庫県値）  
【県高齢者大学修了者数】 H23～27 : 3,971 人（累計）

### シニア起業家支援事業

県内で起業等を目指すシニアが、新たなビジネスプラン開発や新規事業展開を行うための経費を補助

【実施件数】 19 件

【取組例】

#### ○古民家の宿の開設（養父市）

I ターンの移住者が、地域の魅力を伝えるため、囲炉裏や薬膳料理を楽しむ古民家の宿を開設

#### ○無農薬のブルーベリー摘み取り園・石窯ピザカフェの開設（多可町）

自然の中で暮らす心地良さを広く伝えるため、無農薬のブルーベリー摘み取り園や石窯ピザカフェを開業



古民家宿



ブルーベリー摘み取り園・カフェ

※その他の取組はURLを参照

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/sr10/shiniakigyouka.html>

### 地域活動支援センターの設置

高齢者大学に地域活動支援センターを設置し、高齢者の技術・能力を地域づくり活動につなぐ支援を展開

【開設場所】 いなみ野学園、阪神シニアカレッジ

【主な機能】

- ・グループ登録やマッチング等実践活動のきっかけづくり
- ・地域活動の企画・運営に関する相談
- ・広報紙発行など活動成果の情報発信 等



センター登録団体の活動

## ③ 活動・交流拠点確保

人口減少の進展等により、空き家、空き教室、空き店舗などの遊休施設が増加するとともに、コミュニティの希薄化や地域活力の低下が懸念される中、遊休施設を活用したにぎわいの拠点づくりや身近なたまり場づくりを支援しました。

【空き家数】 H15 : 313,600 戸⇒H25:356,500 戸（住宅・土地統計調査[兵庫県値]）

## さとの空き家活用支援事業

空き家を地域交流拠点として活用する場合の改修工事費を補助

〔件数〕 地域交流拠点型 3件

〔内容〕

- ・特産品の販売や地域おこし協力隊の宿泊施設として活用（神河町）
- ・観光客への郷土料理の提供施設として活用（南あわじ市）
- ・住民交流や国際交流拠点として活用（南あわじ市）

## ④ 人材確保

### 😊 活動の裾野拡大

ボランティアグループ、NPO法人等の活動団体数は年々増加し、活動分野は、まちづくり・文化・スポーツ等と多様化する一方で、人材不足等の課題を抱えている団体が多いことから、若者をはじめ多様な世代の人材養成に取り組みました。

〔【県内NPO法人数】 H22：1,612 団体⇒H27：2,151 団体（県民生活課調）  
【団体が抱える課題】 1位：活動者不足 39.7% 2位：世代交代 38.4%（H26 ボランティア活動実態調査）〕

## ふるさとづくり青年隊事業

課題のある地域の青年が地域外の青年と協力し地域の活性化に取り組む活動を支援

〔実施件数〕 12件（新規6事業、継続6事業）

〔取組例〕

- 相生の魅力発信！インターネットで発信！（相生市）  
インターネットラジオ等を活用した地域の魅力発信
- 伊丹ダンスバル（伊丹市）  
歴史建造物を舞台にしたダンス大会の開催
- 龍野城下町未来地図プロジェクト（たつの市）  
歴史的建造物を住民交流等の拠点として改修



伊丹ダンスバル



龍野城下町未来地図プロジェクト

※ふるさとづくり青年隊については以下のURLを参照

<http://www.seishonen.or.jp/business/furusato/hyogofurusato2.html>

### 地域おこし協力隊

都市から過疎地域に生活の拠点を移した人が、概ね1～3年、地域協力活動（地域おこし支援や農林水産業への従事、住民の生活支援など）を行いながら、その地域への定住・定着をめざす取組（隊員の約8割が20～30歳代）

〔県内隊員数〕 51名（14市町）

[http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/jichi\\_gyousei/c-gyousei/02gyousei08\\_03000066.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/02gyousei08_03000066.html)

## ひょうご地域再生塾の実施

多自然地域で地域資源を活かした集落再生に取り組む人材を養成する講座を開催

〔実施地域〕 2地域（西播磨、但馬）

〔講座内容〕

- ・集落ビジネスの手法
- ・地産地消メニューの開発
- ・農産物直売所の運営 等



ひょうご地域再生塾・地域おこし協力隊研修と連携実施

## 😊 多様な主体の育成

組織率の低下が懸念される地域団体等により構成された住民自治組織のほか、CSR活動に取り組む企業や、地域社会をフィールドとした調査研究・人材育成に取り組む大学などの活動が見受けられることから、新たな担い手として活動を支援しました。

- 〔住民自治組織〕 神戸市「ふれあいのまちづくり協議会」、朝来市「地域自治協議会」等
- 〔企業〕 CSR予算が増加した企業 H22：14% → H26：35% （経済同友会調査・全国値）
- 〔大学〕 神戸大学篠山フィールドステーション(H19～)  
県立大学エコ・ヒューマン地域連携センター(H23～)等

## 企業のふるさと支援活動推進事業

企業による農山漁村への様々な支援活動について、活動フィールドに応じて企業と農山漁村とのマッチングを支援

〔実施件数〕 7件（累計）

〔取組例〕

- 農地で交流！元気創出プロジェクト（淡路市）  
日本イーライリリー(株)と興隆寺町内会及び NPO 法人兵庫ふるさと創成センターが連携し、耕作放棄地を活用し黒大豆の栽培・収穫作業や里道の草刈り等集落維持保全活動、会社でのたまねぎの直売会を開催

※その他の取組は以下のURLを参照

[https://web.pref.hyogo.lg.jp/af26/af02\\_000000142.html](https://web.pref.hyogo.lg.jp/af26/af02_000000142.html)

## ⑤ 資金調達支援

### 😊 活動の立ち上げと自立に向けた財政的支援

活動資金不足により活動の継続が危惧されている活動団体も多く、寄附を通じた資金調達や自主財源確保が課題となっていることから、地域団体やボランティア・NPO等の活動の立ち上げと自立に向けて、創意工夫による先導的な事業や、ネットワークを広げながら取り組む事業等に助成しました。

- 〔団体が抱える課題〕 3位：資金不足 24.1% （H26 ボランティア活動実態調査）

## 地域づくり活動応援（パワーアップ）事業

地域団体が企画・提案する事業に対して助成し、公開提案会や報告交流会を実施  
〔実施件数〕 237 件

### 〔取組例〕

#### ○小寺・黒田武者行列（姫路市）

小学生が地域の協力を得ながら自ら作成した陣笠等を使用して行列

#### ○人や文化がつながる まちかどミュージアム（加古川市）

地域全体を美術館に見立てて、住宅や店舗の一角に、陶芸や手芸など様々な作品を展示

#### ○地域ケアに関する住民活動計画策定（多可町）

高齢者、障がい者の支援について地域住民が基礎知識と実践力を習得する機会を設けるとともに、「住民活動計画」を策定



小学生による武者行列



まちかどミュージアムチラシ

## ひょうごボランティア基金助成事業

ボランティアグループ・団体やNPO法人等の地域づくり活動に対して資金支援

#### ○県民ボランティア活動助成（3,528 件）

朗読ボランティア、点訳ボランティア、手話サークル、傾聴ボランティア、ふれあい喫茶、ふれあい給食、いきいきサロン 等

#### ○地域づくり活動NPO事業助成（34 件）

認知症カフェの運営、アグリセラピーによるまちづくり、就学後の子育て支援、学生のコミュニティビジネス体験プロジェクト 等

#### ○中間支援活動助成（17 件）

団体の組織力向上、ファンドレイズを中心とした相談、NPO・地縁団体連携マッチング、中堅スタッフ育成、ネットワーク強化 等

※助成団体・助成事業については以下のURLを参照

[http://www.hyogo-vplaza.jp/enterprise/4\\_shien/H27/vkikin.html](http://www.hyogo-vplaza.jp/enterprise/4_shien/H27/vkikin.html)

## 🌟活動資金を生み出す仕組みづくりの支援

里山やため池、農作物など地域資源を活かした住民主体の取組が展開される中、新たな特産品の開発などにビジネス手法を取り入れることが重要であることから、活動資金を生み出す仕組みづくりを支援しました。

## キラリひょうごプロジェクト（ひょうごふるさと応援・成長支援事業）

地域の特徴を活かした優れたビジネスプランを選定し、投資型クラウドファンディ

ングによる資金調達や顧客獲得を支援

〔実施件数〕 11 件

〔取組例〕

○銭湯の源泉を使用した美容化粧水の製造（尼崎市）

天然温泉水が自慢の下町銭湯が敷地内の源泉  
を使用したスキンケア製品を開発・販売

○地元産生乳を使用した甘酒の製造（丹波市）

老舗酒造で仕込まれた良質な甘酒と地元産生乳  
をブレンドした甘酒を製造

※その他の取組はURLを参照 <http://kirari-hyogo.com/project>



生乳を使用した甘酒製造（丹波）

## ⑥ 連携支援

### 😊 多様な主体の連携

多様化する地域課題や住民のニーズに対応するためには、地域団体やボランティアグループ、NPO、大学、企業等がネットワークを形成し、互いに補完し合うことが不可欠となっていることから、多様な主体の連携を促進する取組を支援しました。

【NPOが望む支援】 2位：交流会・ネットワーク支援 32.4% (H26 ボランティア活動実態調査)

#### ひょうご中間支援団体ネットワークとの意見交換

地域づくり活動における分野やセクターを越えた連携等について意見交換（2回）

〔参加団体〕 中間支援ネットワーク 28 団体等  
（計 88 人）



中間支援団体との意見交換

### 😊 地域を越えた連携・交流を促進

地域の課題解決や魅力づくりには、地域を越えて補完し合うことが重要であることから、地域間の連携・交流を促進する取組を支援しました。

【他地域との交流】交流に関心がある 50.1% 交流している 15.7% (H27 県民交流広場アンケート調査)

#### 県民交流広場ふるさと交流会 2015

県内各地域の県民交流広場等で活動する団体が一堂に集まる交流会を丹波の森公苑で開催

〔参加者〕 約 5,000 人

〔内 容〕

- ・ステージやブースでの活動成果発表
- ・フォーラム形式での地域づくりに関する事例発表会 等



ふるさと交流会 2015 の開催風景

#### 災害救援ボランティア活動支援システムの強化

市町社協等関係団体の連絡会議やボランティアコーディネーター研修等、災害ボランティアに関わる主体のネットワークを強化するとともに、災害ボランティア活動に取り組みやすい環境を整備するため、ボランティア派遣に係る交通費や宿泊費の本人負担軽減制度（ボラ割）の実現をめざす活動を支援

## 2 県行政への参画と協働の推進

県では、地域課題や県民ニーズの多様化に対応するため、県民参画による広報事業を通じた情報公開や、政策の企画立案、実施、評価・検証の各段階で県民の参画と協働により、県民の視点に立った県行政を推進しました。

### ① 情報公開の推進

県民が的確な判断ができるよう、施策や各種調査データなどの情報を、様々な手段で提供しました。

#### 各種媒体を活用した広報活動

きめ細かな県政情報をわかりやすく提供するため、読者編集員（8人）や県民リポーター（42人）の参画を得て、県政情報を提供

○印刷媒体：全世帯配付広報紙「県民だよりひょうご」

グラフ広報誌「ニューひょうご ごこく」

「あなたの県政—ひょうごEYE—」

○電波・映像：県民情報番組「ひょうご“ワイワイ”」

「日曜さわやかトーク」

「こちら知事室！井戸敏三です」

「ひょうごチャンネル」



日曜さわやかトーク

#### 情報公開制度の運用

公正で透明な開かれた県政を実現するため、公文書の公開、情報提供等、情報公開制度を運営

〔請求件数〕 4,948 件

〔公開率〕 95.47% ※公開率 = (全部 + 部分公開) / (請求件数 - 取下げ)

### ② 政策形成への参画機会確保

県民から広く意見を求める機会を確保するとともに、県民による提案が行われる仕組みを運用し、県行政に県民意見を繋ぐ機会を確保しました。

#### 県民モニター

施策や事業の立案等に生かすため、インターネットで募集した「県民モニター」の意見を聴取

〔登録者数〕 2,440 人

〔実施回数〕 年 4 回（平均回答率 70.8%）

#### さわやか提案箱

ホームページ上の送信フォームから県政に関する意見・提案を受け付け、回答

〔受信件数〕 311 件

#### 県民意見提出手続制度

県民生活に密接に関わる計画・方針等を策定する際に意見を募集し、対応を公表

〔実施件数〕 32 件

〔実施案件（主なもの）〕

- ・兵庫県地域創生戦略
- ・ひょうご農林水産ビジョン

- ・兵庫県強靱化計画
- ・大規模集客施設の立地に係る都市機能の調和に関する条例
- ・第3次男女共同参画計画
- ・新兵庫県環境学習環境教育基本方針
- ・地域安全まちづくり審議会答申
- ・ひょうご花緑創造プラン 等

#### ※兵庫県地域創生戦略(平成27年10月策定、平成28年3月改訂)について

「兵庫県地域創生戦略」では、兵庫の多様な地域特性とポテンシャルを踏まえ、基本方針に「多様性と連携」を掲げ、各地域の個性に応じた重点的な施策展開を図ることとしました。

また、2060年における県の姿を展望しつつ、人口規模(目標450万人)や経済状況を念頭に、自然増対策(人口の転出超過の均衡)といった「人口対策」に加え、「地域の元気づくり」について5年間(平成27年度～31年度)の目標と対策の方向性を決めました。

詳しい内容は、次のURLを参照 <http://web.pref.hyogo.lg.jp/kk44/senryakukohyo.html>

#### 審議会等の委員公募及び公開

県民の意見を審議会等の審議に反映させるため、委員公募を実施するとともに、傍聴や議事録等の公開を推進

〔公募機関数〕24機関

〔公開機関数〕52機関

〔実施機関(公募・公開とも実施した主なもの)〕

県民生活審議会、長期ビジョン審議会、男女共同参画審議会、地域安全まちづくり審議会 等

### ③ 協働事業の機会確保

地域の課題解決に向けた、地域団体、大学、企業等との協働事業を展開するとともに、県民との協働による道路・河川等の共同管理、連携協定の締結、推進員等の設置を行いました。

#### ひょうご学校支援地域本部事業

学校・家庭・地域が子どもの育成に係る教育目標や課題を共有し、地域が主体的に学校運営(学習支援、部活動支援、環境整備支援、登下校安全指導、学校行事支援等)に参画

〔ボランティア数〕延べ970,010人

#### 大学連携による消費者教育推進モデル事業

次代を担う消費者リーダーの育成に向けて、大学や企業等との連携による消費者教育講座をモデル校において実施

〔講座実施校数〕2大学

#### 企業との協働による健康づくり促進事業

健康づくりに取り組む企業を「健康づくりチャレンジ企業」として登録し、健康情報の提供、専門人材の派遣や健康教室等の実施を支援

〔登録数〕680件

## ひょうごアドプト

道路・河川・海岸などにおいて、地域団体・県・市町の3者による合意書を締結し、県民とのパートナーシップによる軽易な維持管理や美化活動を推進

〔団体数〕 378 団体



ひょうごアドプト活動風景

## 連携協定の締結

男女共同参画社会づくりや子育て支援に向け、団体や企業、行政の協定締結を進めました。

### 〔実施内容〕

- ・男女共同参画社会づくり協定 (1, 172 社・3 団体)
- ・子育て応援協定 (1, 199 社・38 団体)
- ・健康づくり推進サポート企業との健康づくり応援協定 (9 社)
- ・地域見守りネットワーク応援協定 (29 社)

## 推進員等の設置

地域福祉、防犯・防災、教育など特定分野の課題の解決に向けて県行政と協働して取り組む推進員を設置。その活動が円滑に進むよう活動に必要な情報提供や活動のPR、他の推進員とのネットワークづくりを推進

〔推進員委嘱数〕 68 職種、28, 765 人

### 〔主な推進員〕

子育て家庭応援推進員 (2, 057 人)、学校評議員 (1, 141 人)、男女共同参画推進員 (1, 327 人)、くらしの安全・安心推進員 (276 人)、健康づくり推進員 (2, 002 人)、薬物乱用防止指導員 (547 人)、民生・児童協力員 (9, 814 人)、地域安全まちづくり推進員 (2, 031 人)、地域ふれあいの会委員 (3, 028 人)、地域交通安全活動推進委員 (815 人)、地球温暖化防止活動推進員 (210 人)、地域ビジョン委員 (809 人) 等

## ④ 評価・検証への参画機会確保

県民と目標を共有し、県事業への関心を高めるため、県施策の推進状況や成果等をわかりやすく公表する取組を推進するとともに、県民が県施策の事業評価に参画する機会を確保しました。

### ○「21 世紀兵庫長期ビジョンの推進状況報告書」の作成

ビジョンの4つの社会像と12の将来像の体系に沿って報告書を作成しHP上で公表

### ○復興フォローアップの推進

有識者等から意見聴取を行い、震災教訓冊子「伝える」改訂版を作成・公表

### ○試験研究機関の研究評価

外部評価委員会を設け、研究課題の評価を実施し、結果を公表 (7回)

# [参考]

## 1 県民の参画と協働の推進に関する条例

### 県民の参画と協働の推進に関する条例（平成14年兵庫県条例第57号）

目次

前文

第1章 総則（第1条～第5条）

第2章 参画と協働による地域社会の共同利益の実現（第6条～第7条）

第3章 参画と協働による県行政の推進（第8条～第10条）

第4章 雑則（第11条～第12条）

附則

21世紀の本格的な成熟社会を迎えた今日、人々の価値観が量的拡大より質的充実を求める方向へと変化するとともに、中央集権・一極集中による画一性と効率性を優先する社会システムから、地方分権・多極分散による多様性と個性を優先する生活者の視点に立った新しい社会システムへの転換が求められている。

兵庫県では、これまで、自主的な生活意識の確立と生活の合理化を目指す「生活の科学化」や、生きがいなどの人間の内面に配慮する「生活の文化化」を推進するほか、県民が主体的に行動し、自ら社会を創り上げていく「生活創造」を推進し、様々な形での県民運動の展開を支援するなど、県民生活を基本とする県行政を展開してきた。

阪神・淡路大震災においても、被災者相互の助け合いの精神や、県民一人ひとりが、自治会、婦人会等の地縁団体、ボランティア等による草の根の活動が、被災者への支援と被災地の復興を支える大きな力となったことに、自発的かつ自律的な意思に基づく県民による主体的な取組の大切さを改めて確認した。

また、新しい世紀における兵庫づくりを目指す「21世紀兵庫長期ビジョン」に県民自らが地域の将来像を描き、自らの責任でその実現を図ろうとする県民主役・地域主導による先導的な取組が進められつつある。

これらの貴重な経験とその積み重ねを踏まえつつ、自然と調和し、共に生きることを基本に、人類の安全と共生にも寄与する志高い地域づくりを進めるためには、県民一人ひとりが、自ら考え、判断し、責任を持って行動する取組が大切である。

あわせて、県民の多様なニーズに的確に対応しつつ、より一層県民生活を重視した県行政を推進していくためには、県民の参画と協働の多様な機会の確保を図り、県民とのパートナーシップに基づく県行政を推進していく必要がある。

このような認識に基づき、共に県民を代表し、地方自治を支える双輪である議会と知事の緊密な連携の下、施策の決定と確実な推進が図られることを基本に、参画と協働の理念を明らかにし、県民の参画と協働の推進に関する基本的事項を定め、もって県民の総意により、多様な地域に多彩な文化と暮らしを築く美しい兵庫を実現することを目的として、この条例を制定する。

第1章 総則

（参画と協働の意義）

**第1条** 多様な地域に多彩な文化と暮らしを築く豊かな地域社会は、自律と共生を基調とした、県民一人ひとり、地縁団体、ボランティア団体その他民間の団体及び事業者（以下「県民」という。）の参画と協働による地域社会の共同利益の実現及び県民の参画と協働による県行政の推進により、実現されなければならない。

（参画と協働による地域社会の共同利益の実現）

**第2条** 地域社会の共同利益の実現のための活動（以下「地域づくり活動」という。）は、県民の自発的かつ自律的な意思に基づく参画及び県民の相互の協働により、行われなければならない。

（参画と協働による県行政の推進）

**第3条** 県行政は、県民の積極的な参画及び県と県民との協働により、推進されなければならない。

（県民の役割）

**第4条** 県民は、前3条に定める参画と協働の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、地域社会の一員としての自覚と責任を持って、地域づくり活動に対する理解を深めるとともに、自らが県行政を推進するという自覚と責任を持って、県行政への積極的な参画と県行政の推進に係る県との協働に努めるものとする。

（県の責務）

**第5条** 県は、基本理念にのっとり、県民の参画と協働の推進に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

2 県は、前項の施策を策定し、及びこれを実施する場合においては、地域づくり活動が、県民の自発的かつ自律的な意思に基づくものであるべきことに配慮するものとする。

3 県は、第1項の施策を策定し、及びこれを実施する場合においては、市町との役割分担に配慮するとともに、地域づくり活動に関する市町の施策を尊重するものとする。

第2章 参画と協働による地域社会の共同利益の実現

（地域づくり活動に対する支援）

**第6条** 県は、基本理念にのっとり、地域づくり活動に対して必要な支援を行うため、次に掲げる施策を講ずるものとする。

- 1 地域づくり活動に必要な情報を提供し、及び地域づくり活動に関する相談に応ずる仕組みを整備すること。
- 2 地域づくり活動に必要な知識及び技能の習得の機会を提供すること。
- 3 地域づくり活動及び県民の交流の拠点を確保すること。

（4）地域づくり活動を支える人材の確保及び資金の調達並びに地域づくり活動を行う県民相互の連携に対して支援をすること。

（5）前各号に掲げるもののほか、地域づくり活動を支援するために必要な措置を行うこと。

2 知事は、前項に規定する施策を総合的に講ずるための基本指針（以下「地域づくり活動支援指針」という。）を定めるものとする。

3 知事は、地域づくり活動支援指針に県民の意見が反映されるよう必要な措置を講ずるものとする。

4 知事は、地域づくり活動支援指針を定めようとするときは、あらかじめ、附属機関設置条例（昭和36年兵庫県条例第20号）第1条第1項に規定する県民生活審議会の意見を聴くものとする。

5 知事は、地域づくり活動支援指針を定めたときは、これを公表するものとする。

6 前2項の規定は、地域づくり活動支援指針の変更について準用する。（登録）

**第7条** 地域づくり活動を行う県民は、自らが行う地域づくり活動に関する情報を相互に提供し、及び活用するとともに、相互の連携及び交流を深め、もって地域づくり活動の活性化に資することができるよう、地域づくり活動の内容その他当該地域づくり活動に関する事項の登録をすることができる。

2 県は、前項の登録をした地域づくり活動に対して、情報提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 第1項の登録に関して必要な事項は、知事が別に定める。

（第3章 参画と協働による県行政の推進）

（県行政における参画と協働の推進）

**第8条** 県は、基本理念にのっとり、県民の参画と協働による県行政を推進するため、次に掲げる施策を講ずるものとする。

（1）県行政の透明性を高め、県民に対する説明責任を果たすための情報公開を推進すること。

（2）県の政策の形成に県民が参画する機会を確保すること。

（3）県が実施する事業と県民の地域づくり活動とを共同で実施する機会を確保すること。

（4）県の政策の評価及びその効果の検証に県民が参画する機会を確保すること。

（5）前各号に掲げるもののほか、県行政における県民の参画と協働の機会を確保すること。

2 知事は、前項に規定する施策を総合的に講ずるための計画（以下「県行政参画・協働推進計画」という。）を定めるものとする。

3 第6条第3項から第6項までの規定は、県行政参画・協働推進計画について準用する。

（委員の公募）

**第9条** 知事その他の執行機関（以下「知事等」という。）は、県の政策の形成に県民が参画する機会を確保するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する附属機関その他委員会等で、県の政策の形成に関して調査審議するために設けられるものの委員（以下「委員」という。）を選任しようとする場合において、これらの審議が県民生活に密接に関連し、県民の意見を反映させることが適当であると認めるときは、広く県民に対して公募を行うものとする。

2 公募により委嘱された委員は、基本理念にのっとり、誠実に職務を遂行するものとし、自らの学識、経験等に基づき、自己の責任において意見を述べるものとする。

3 委員の公募に関して必要な事項は、知事等が別に定める。

（推進員等）

**第10条** 知事等は、特定分野の行政課題の解決を図り、県行政を効果的に推進するための職（以下「推進員等」という。）を県民に委嘱することが、県民の参画と協働による県行政の推進に資することにかんがみ、推進員等を委嘱された者の職務が円滑に遂行されるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 推進員等を委嘱された者は、基本理念にのっとり、誠実に職務を遂行するものとする。

第4章 雑則

（年次報告）

**第11条** 知事は、毎年、県民の参画と協働の推進に関する施策の実施状況を明らかにする年次報告を作成するものとする。

2 第6条第4項及び第5項の規定は、前項の年次報告について準用する。

（補則）

**第12条** この条例の施行に関して必要な事項は、知事等が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（検証）

2 県民の参画と協働の推進に関する施策については、この条例の施行の日から起算して3年以内にその効果の検証を行い、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

この条例は、「県民の参画と協働の推進に関する条例の施行期日を定める規則（平成15年兵庫県規則第6号）」により、平成15年4月1日から施行しています。

## 2 市町の取組状況

平成 28 年 4 月 1 日現在

| 市町名   | 条例等※1 |     | 主な制度・仕組み         |                     |                   |                    |
|-------|-------|-----|------------------|---------------------|-------------------|--------------------|
|       | 条例    | 指針等 | パブリック・コメント<br>手続 | 附属機関<br>等の委員<br>の公募 | 地域包括<br>交付金<br>※2 | 職員の地<br>域担当制<br>※3 |
| 神戸市   | ○     | ○   | ○                |                     |                   | ○                  |
| 尼崎市   | △     | ○   | ○                | ○                   |                   |                    |
| 西宮市   | ○     |     | ○                | ○                   |                   | ○                  |
| 芦屋市   | ○     | ○   | ○                | ○                   |                   |                    |
| 伊丹市   | ○     | ○   | ○                | ○                   | ○                 | ○                  |
| 宝塚市   | ○     | ○   | ○                | ○                   |                   | ○                  |
| 川西市   | ○     |     | ○                | ○                   | ○                 | ○                  |
| 三田市   | ○     | ○   | ○                | ○                   |                   | ○                  |
| 猪名川町  |       | ○   | ○                | ○                   |                   | ○                  |
| 明石市   | ○     | ○   | ○                | ○                   | ○                 |                    |
| 加古川市  |       |     | ○                | ○                   |                   |                    |
| 高砂市   |       | ○   | ○                | ○                   |                   |                    |
| 稲美町   |       | ○   | ○                | ○                   |                   |                    |
| 播磨町   |       |     | ○                | ○                   |                   |                    |
| 西脇市   | ○     | ○   | ○                | ○                   |                   | ○                  |
| 三木市   | △     |     | ○                | ○                   | ○                 | ○                  |
| 小野市   |       |     | ○                | ○                   | ○                 |                    |
| 加西市   | ○     | ○   | ○                | ○                   | ○                 | ○                  |
| 加東市   |       | ○   | ○                | ○                   |                   | ○                  |
| 多可町   | ○     | ○   | ○                | ○                   | ○                 |                    |
| 姫路市   | ○     | ○   | ○                | ○                   |                   |                    |
| 神河町   |       | ○   |                  | ○                   |                   |                    |
| 市川町   |       |     | ○                | ○                   |                   |                    |
| 福崎町   | ○     | ○   | ○                | ○                   | ○                 | ○                  |
| 相生市   | ○     | ○   | ○                | ○                   |                   |                    |
| たつの市  |       |     | ○                | ○                   |                   |                    |
| 赤穂市   | ○     |     | ○                | ○                   | ○                 |                    |
| 宍粟市   | ○     | ○   | ○                | ○                   |                   |                    |
| 太子町   |       | ○   | ○                | ○                   |                   |                    |
| 上郡町   |       | ○   | ○                | ○                   |                   |                    |
| 佐用町   | ○     |     | ○                | ○                   | ○                 | ○                  |
| 豊岡市   |       | ○   | ○                | ○                   |                   |                    |
| 養父市   | ○     | ○   | ○                | ○                   | ○                 | ○                  |
| 朝来市   | ○     | ○   | ○                | ○                   | ○                 | ○                  |
| 香美町   | △     |     | ○                | ○                   |                   |                    |
| 新温泉町  | △     | ○   | ○                | ○                   |                   |                    |
| 篠山市   | ○     | ○   | ○                | ○                   | ○                 | ○                  |
| 丹波市   | ○     | ○   | ○                | ○                   | ○                 | ○                  |
| 洲本市   |       | ○   | ○                | ○                   |                   |                    |
| 南あわじ市 |       | ○   | △                | ○                   | ○                 |                    |
| 淡路市   |       | ○   | ○                | ○                   |                   |                    |
| 計     | 21    | 31  | 39               | 40                  | 17                | 17                 |

(△は検討中) (兵庫県企画県民部県民生活課調)

- ※1 ここでの条例とは、住民の参画と協働の推進に関する理念や基本的な考え方を定めた条例、指針・計画、都市宣言、市民憲章等
- ※2 「地域包括交付金」とは、おおむね小学校区単位で設立された複数の地域団体によって構成される自治組織に、地域の実情に応じて柔軟に活用できるよう、一括して交付される交付金
- ※3 「職員の地域担当制」とは、自治体の一定の地区ごとに担当の職員を定め、コミュニティづくりのための情報提供や計画策定支援など担当地域への支援を行う制度

平成 27 年度 参画と協働関連施策の年次報告

平成 28 年 8 月

兵庫県企画県民部県民生活課参画協働班  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5-10-1  
電話 : 078-362-4015  
E-Mail : kenminseikatsu@pref.hyogo.lg.jp